※様式は任意です。申請者が規定する様式・内容で添付していただいても差し支えありません。

グループホームはにわ

指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕

モデル運営規程

（事業の目的）

第１条　（法人名）（以下「事業者」という。）が設置するグループホームはにわ（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護〔要支援〕状態にある利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な提供を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とする。

（指定認知症対応型共同生活介護の運営の方針）

第２条　指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護であって認知症であるもの（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に、共同生活住居において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。

２　指定認知症対応型共同生活介護の事業は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

３　指定認知症対応型共同生活介護の事業は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

４　指定認知症対応型共同生活介護の事業は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

５　共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

６　事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者又は運営推進会議における評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。

７　前各項のほか、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和３年高槻市条例第４２号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防指定認知症対応型共同生活介護の運営の方針）

第３条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、要支援２の者であって認知症であるものが、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すため、可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うものとする。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

３　事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者又は運営推進会議における評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。

４　事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

５　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮するものとする。

６　事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

７　前各項のほか、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和３年高槻市条例第４２号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第４条　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第５条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名称　グループホームはにわ

(2)　所在地　大阪府高槻市桃園町一丁目８番２０号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第６条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

＜Ａユニット＞

(1)　管理者

ア　員数　１名

イ　職務の内容　従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2)　計画作成担当者

ア　員数　１名以上

イ　職務の内容　認知症対応型共同生活介護計画〔介護予防認知症対応型共同生活介護計画〕の作成等を行う。

 (3)　介護従業者

ア　員数　〇名以上

　イ　職務の内容　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の業務に当たる。

＜Ｂユニット＞

Ａユニットと同様となる可能性がありますが、運営規程の規定は、共同生活住居（ユニット）ごとに定める必要があります。

(1)　管理者

　 　・・・・・

(2)　計画作成担当者

　　 ・・・・・

(3)　介護従業者

　　　・・・・・

（指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用定員）

第７条　事業所の利用定員は、○○名とする。その内訳は、次のとおりとする。

(1)　Ａユニット　○名

(2)　Ｂユニット　○名

（指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容）

第８条　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

(1)　入浴、排せつ、食事等の介護

(2)　日常生活上の世話又は支援

(3)　機能訓練

(4)　相談及び援助　　など

（認知症対応型共同生活介護計画〔介護予防認知症対応型共同生活介護計画〕の作成）

第９条　計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の提供等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画〔介護予防認知症対応型共同生活介護計画〕を作成する。

２　計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した認知症対応型共同生活介護計画〔介護予防認知症対応型共同生活介護計画〕について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

３　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画〔介護予防認知症対応型共同生活介護計画〕を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

４　認知症対応型共同生活介護計画〔介護予防認知症対応型共同生活介護計画〕の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が当該計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

（利用料等）

第１０条　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合の支払いを受けるものとする。

２　家賃については、月額○○○円を徴収する。

３　敷金については、入居時に○○○円を預かる。

　　なお、敷金については、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還する。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがある。

４　食材料費については、次の額を徴収する。

朝食　○○○円　　昼食　○○○円　夕食　○○○円　おやつ　○○○円

５　光熱水費については、月額○○○円を徴収する。

６　その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

７　月の途中における入退居については、日割り計算とする。

８　前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

９　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

１０　法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第１１条　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者〔要支援２の者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除くものとする。

(1)　認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者

(2)　認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者

(3)　認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

２　入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

３　入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

４　利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

（衛生管理及び感染症の対策等）

第１２条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(1)　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６か月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2)　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年２回以上）に実施すること。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　従業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条　非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年〇回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１５条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年２回以上）に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第１６条　事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

　（地域との連携等）

第１７条　事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね２か月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

２　事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（個人情報の保護）

第１８条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１９条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。

(2)　虐待の防止のための指針を整備すること。

(3)　介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年２回以上）実施すること。

(4） 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

　（身体的拘束等）

第２０条　事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。

２　前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

３　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３か月に１回以上開催す るとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3)　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年２回以上）に実施すること。

（その他運営に関する重要事項）

第２１条　事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても必要な検証、整備を行なう。

(1)　採用時研修　採用後○か月以内

(2)　継続研修　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約、就業規則等において規定する。

４　事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する諸記録を整備し、サービス提供の日から最低５年間は保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。

運営開始の際の最初の施行日を１行目に記載し、その後の運営規程の改訂履歴を記載することが望ましい。

（例）

　附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。　　←最初の施行日

この規程は、令和４年10月１日から施行する。　 ←改訂日